

平成23年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成23年9月21日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時		平成23年9月21日 午後1時00分			川野高實	
及び宣告			閉会開議			
		平成23年9月21日 午後2時20分			川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	5	田中二三輝		6	原哲也	

職出 務席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
	地方自治法第121条により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成23年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月21日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度
固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事
(第44工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事
(第6工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事
(第7工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 意見書第1号 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書

日程第13 請願第1号 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書
提出を求める請願 (総務文教委員長報告)

日程第14 閉会中の継続事件

平成23年9月21日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

町長から9月14日の会議に於ける発言について、発言の一部を訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

発言の訂正を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって町長からの発言の訂正の申し出を許可することに決定しました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第56号から日程第3 議案第58号までの3件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

只今より民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例。

議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第75号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第58号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第4 議案第54号から日程第11 議案第74号までの8件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例。

議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続きに関する条例。

議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第2号。

議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号。

議案第 7 1 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 2 3 年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、9 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決するものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

次に議案第 7 2 号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第 4 4 工区）請負契約の締結。

議案第 7 3 号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第 6 工区）請負契約の締結。

議案第 7 4 号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第 7 工区）請負契約の締結。

本委員会は、9 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 5 4 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 5 5 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 5 7 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 5 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 1 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 2 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 3 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続きに関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第2号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第44工区)請負契約の締結を採決します。
本案に対する委員長の報告は同意であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり同意されました。
次に議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第6工区)請負契約の締結を採決します。
本案に対する委員長の報告は同意であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり同意されました。
次に議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第7工区)請負契約の締結を採決します。
本案に対する委員長の報告は同意であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり同意されました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時17分

再会 13時42分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

お諮りします。

議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第53号について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更について総務文教委員会の審査報告に対する質疑を行います。

会議の冒頭に発言の訂正があつています。これは私が本会議で質問したことに対する答弁の訂正になっていますが、事業費が計画されているということが幹事会の案として計画されているという訂正となっていますが、今回の過疎地域自立促進計画の変更を9月議会、今会期中に決定しなければならない理由等を審査されたのであれば、その中身について教えて頂きたい。

その理由として正当なものであったとしても、一部事務組合等で計画が決定されていない、まだ幹事会の案である。それでも財源の問題として、事前に自立促進計画の変更をしておく必要があるということなのかどうか、その2点についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

只今のご質問でございますが、今回出されました議案につきましては10月に直方・鞍手広域市町村圏の事務組合があります。それに対するヒアリングをしなければいけないということで、今回議案の提出があったようでございます。

財源でございますが、今後過疎債を充てることによって消防の施設、設備、整備、事業計画等がなされるということでございます。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩し、取り纏めてご報告をさせますのでしばらく休憩します。

休憩 13時47分

再会 14時13分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

先程の宇田川 亮君の質疑に対する答弁から始めたいと思います。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

議案第53号については、総務文教委員会において幾多の疑問点について、慎重に審査を行いました。ご質問の9月に議案提出しなければならなかった理由については、議会の承認を得て、10月に県のヒアリングを受けなければならないと委員会で聞いています。

また組合で決定されておらず、幹事会での計画であるが財源に充てるためのものかということについては、過疎債に充てるものであると聞いています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第12 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 原 哲也君に趣旨説明をお願いします。

原 哲也君

○6番 原 哲也君

意見書第1号を提案いたします。

意見書第1号 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書。別紙意見書案を提出する。

平成23年9月21日

提出者 鞍手町議会議員 原 哲也。

同じく町議会議員 栗田 幸則。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条並びに鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

意見書第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第13 請願第1号を議題とします。

本請願は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に関わる意見書提出を求める請願。

本委員会は、9月7日に付託された上記の請願を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第1号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に関わる意見書提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に日程第14 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第5回定例会を閉会します。

閉会 14時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 田 中 二 三 輝

議員 原 哲 也